

## 留意事項

### 1 事業所（法人）番号について

事業者（法人）番号は、介護保険法による指定等を受けている事業者につき、指定等を受けている事業所等の数にかかわらず、事業者（法人）毎に一つ付与されます。

### 2 業務管理体制届出事項変更届について

業務管理体制整備届により届出をした事項について変更を生じた場合には「業務管理体制届出事項変更届」（以下「変更届」という。）の提出が必要となります。届出を要する場合は以下のとおりです。

- ① 事業者（法人）の名称の変更
- ② 事業者（法人）の主たる事務所（本店）の所在地の変更
- ③ 事業者（法人）の代表者の氏名・生年月日・住所・職名の変更
- ④ 事業所名称等及び所在地の変更

（注：事業所等の指定や廃止等により事業所等の数に変更が生じ、整備する業務管理体制が変更された場合（指定事業所等の数が20カ所に達した場合など）に限り届け出ること。この場合、変更前欄と変更後欄のそれぞれに、指定事業所等の合計の数を記入し、変更後欄に指定又は廃止等事業所等の名称、指定（許可）年月日、介護保険事業所番号、所在地を記入すること。）（従って、既存の事業所の名称や所在地の変更については届出を要せず、また、事業所の指定を受けた場合又は廃止した場合であっても上記波線部の場合以外は届出を要しない。）

- ⑤ 法令遵守責任者の氏名・生年月日の変更
- ⑥ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要の変更  
（注：変更届の変更前欄は空欄とし、変更後欄には別添と記載し、新たな規定を添付すること。ただし規程の字句の変更等軽微な変更については届出を要しない。）
- ⑦ 業務執行の状況の監査の方法の概要の変更（注：6の注に同じ）

### 3 その他

上記1の④の注に関連して事業所の数の数え方については、以下のとおりです。

- ① 一体的に運営している指定居宅サービス事業所と指定介護予防サービス事業所（たとえば訪問介護と介護予防訪問介護）は、それぞれ1カ所と数えるため2カ所となる。
- ② 病院、医院、歯科医院、薬局が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所（みなし事業所）については数に含めない。
- ③ 平成21年3月31日以前に、保険医療機関が指定を受けた通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション事業所については、平成21年4月1日以降に迎える指定の有効期間の満了日の翌日からみなし指定に切り替わることとなるので、現時点においても数に含めない。